

〔産業競争力強化法第10条第6項及び産業競争力強化法施行規則第8条第3項に基づく  
公表内容〕

認定新事業活動計画の内容の公表

1. 認定をした年月日

平成26年9月18日

2. 認定新事業活動実施者名

ヤマト運輸株式会社

ヤマハ発動機株式会社

3. 認定新事業活動計画の目標

本事業活動では、人の力を補うため原動機を用いる三輪の自転車（以下「電動アシスト自転車」）のアシスト比率を向上させ、貨物等の配送事業を行うことにより、以下の目的の達成を目指す。

- ①電動アシスト自転車の需要を喚起し、現在の電動アシスト自転車の市場規模を拡大することで、自転車産業の活性化を図る。
- ②新たな物流手法（車両と電動アシスト自転車を組み合わせた配送方法等）の開発により、都市部等の密集地の配送事業領域の拡大を図る。
- ③アシスト比率を高めた電動アシスト自転車を活用することにより、女性、高齢者や運転免許未保持者の雇用を促進する。
- ④移動中のCO<sub>2</sub>の排出がない電動アシスト自転車を活用することにより、荷物の配達における低炭素社会の実現に寄与する。

4. 認定新事業活動計画の内容

(1) 新事業活動に係る事業の内容

アシスト力の高い電動アシスト自転車について、「国家公安委員会関係産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第十二条の規定に基づく内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令」（平成二十六年内閣府令第三十八号）の適用を受けるものを作製し、リヤカー付の当該電動アシスト自転車を活用した配送事業を確立するための新事業活動を実施する。

新事業活動の実施に際しては、以下の点について検証が行われているところ、新事業活動の実施を通じて、それらの点の更なる検証を行うこととしている。

- ①前述の基準に該当する電動アシスト自転車における制御装置、制動装置
- ②安全な運行を行うための運転者への安全教育及び管理体制
- ③距離、時間、業務量などによる事業効率性及び採算性
- ④その他、稼働中の異常有無

(2) 新事業活動を行う場所の住所

東京都内的一部地域

(3) 規制の趣旨に照らし、新事業活動と併せて実施することが必要となる措置の内容

以下1から4に掲げる安全を確保する措置をもって、「国家公安委員会関係産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第十二条の規定に基づく内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令」（平成二十六年内閣府令第三十八号）に定める規則の特例措置に基づき、現行基準（踏力の2倍）を上回るアシスト力（踏力の3倍）を有する物流用途に限定した電動アシスト自転車（リヤカー付に限る）の公道走行を実施する新事業活動計画を認めることとする。

1 新事業活動を実施しようとする者等が公道以外の場所において行った試験の結果に基づき、安全性が確認できる電動アシスト自転車が使用されるものであること。

2 新事業活動に従事する運転者に対する電動アシスト自転車の運転に関する技能及び知識の指導、他の電動アシスト自転車の安全な運転を確保するために必要な交通安全教育が行われること。

3 電動アシスト自転車の運行計画及び運転の状況に関する記録の作成、他の電動アシスト自転車の安全な運転に必要な業務を適切に行うための体制が整備されていること。

4 電動アシスト自転車に係る交通事故があった場合、その他当該新事業活動の安全な実施に支障が生じた場合における国家公安委員会への報告、他の必要な措置が定められていること。

5. 新事業活動の開始時期及び終了時期

平成26年9月（認定の日）から平成27年8月末まで。